

# 令和5年度第4回教育委員会定例会

## 議事日程及び議案等

令和5年7月11日（火）

10時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和5年7月11日（火）10時00分

女性第一・第二研修室

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
  - 定第23号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕
  - 定第24号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市図書館協議会委員の委嘱について〕
  - 定第25号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱について〕
  - 定第26号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市社会教育委員の委嘱について〕
  - 定第27号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について〕
  - 定第28号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の委嘱の件
  - 定第29号議案 市立高等学校の教育振興に関する件
- 6 報告事項
  - (1) 令和5年度教育委員会活動の点検・評価の実施について
  - (2) 鹿児島市立高等学校のスクール・ミッションの策定について
  - (3) 市議会関係の審議結果等について
  - (4) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 1 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第 6 条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。

(5)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和5年7月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
( 一 般 職 員 ) 総務課	人事課付 (新型コロナウイルス感染症対策室併任)	前田 海斗
( 係 長 級 ) 【出向】 観光プロモーション課 主査	総務課 主査	岩川 和博

定第 2 4 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市図書館協議会委員の委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 1 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

## 鹿児島市図書館協議会委員名簿（案）

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学校教育関係者	有 村 恵	吉田小学校長
	長 崎 伸 一	南中学校長
	青 木 明 世	鹿児島商業高等学校教諭
社会教育関係者	坂 口 拓	鹿児島商工会議所 青年部
	原 田 加 代 子	鴨池公民館運営審議会委員
家庭教育関係者	坂 元 豪 (前:中島 正義)	市PTA連合会副会長 (前:市PTA連合会副会長)
	榎 園 早 百 合	紙芝居の会 桜の樹代表
学 識 経 験 者	岩 下 雅 子	鹿児島国際大学特任准教授
	佐 藤 宏 之	鹿児島大学 法文教育学域教育学系 准教授
	金 子 満	鹿児島大学 法文教育学域法文学系 准教授

[任 期] 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

※二段書きは新任の委員、それ以外は再任の委員

[理 由] 任期満了に伴う新たな委嘱

[女性委員の割合] 40.0%

(参 照)

### 1 図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 2 図書館法施行規則（抜粋）

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### 3 鹿児島市図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）

第8条 図書館に法第14条第1項の規定に基づき、鹿児島市図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 略す

定第 2 5 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 1 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

鹿児島市立小中学校区審議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名
学識経験者	元村 美起子	市地域婦人会連絡協議会書記
	坂尾 加代子	市あいご会連合会監事
	池田 俊彦	鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長
	西 ゆう子	鹿児島家庭裁判所調停委員
	有倉 巳幸	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授
	濱沖 敢太郎	鹿児島大学法文教育学域教育学系講師
小・中学校 PTA代表	田淵 千春 (前:田實 澄恵)	市PTA連合会副会長 (前:市PTA連合会副会長)
	川添 啓子	市PTA連合会副会長
小・中 学校長	鬼塚 仁	荒田小学校長
	木原 敏行	松元中学校長
市長部局職員	塘 正平	市民局市民文化部市民課長
	新川 智裕	建設局都市計画部土地利用調整課長

〔任期〕 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

※二段書きは新任の委員、それ以外は再任の委員

〔理由〕 任期満了に伴う新たな委嘱

〔女性委員の割合〕 41.7%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 地方自治法（抜粋）

第138条の4 略す

2 略す

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

3 鹿児島市立小中学校区審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 市立小中学校の校区について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鹿児島市立小中学校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、鹿児島市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、鹿児島市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の校区の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を委員会に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校及び中学校のPTAを代表する者
- (3) 小学校長及び中学校長
- (4) 市長部局の職員
- (5) その他委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

定第 26 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市社会教育委員の委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 11 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

鹿児島市社会教育委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名
学校教育関係者	小磯 誠	市私立幼稚園協会理事(すみれ幼稚園長)
	日高 京美	市小学校長代表(中郡小学校)
	北 英一郎	市中学校長代表(緑丘中学校)
	阿多 威文	市立高等学校長代表(鹿児島玉龍高等学校)
社会教育関係者	須部 貴之	のきさき市鹿児島騎射場主宰(KISYABAREE代表)
	郡山 裕子	学校支援ボランティア東昌・松元本部地域コーディネーター
	柿元 まり子	市あいご会連合会副会長
	仮屋 慶一	JICA九州センター デスク鹿児島 国際協力推進員
	元村 美起子	市地域婦人会連絡協議会書記
	金子 陽飛	唐湊山の手町内会長
家庭教育関係者	川添 啓子	市PTA連合会副会長
	國弘 小百合	NPO法人ミーサ・インフォメーションNet 代表理事
	榎園 早百合	谷山中学校読み聞かせグループリユール代表
	亀井 愛子	喜入子育てコミュニティKADAN会長
学識者	尾ノ上 優二	市社会福祉協議会常務理事
	中村 一則	県教職員組合鹿児島地区支部長
	森木 朋佳	鹿児島純心女子短期大学生活学科准教授
	農中 至	鹿児島大学法文教育学域法文学系法文学部准教授
	内山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授
	平川 順一朗	南日本新聞社報道本部長

〔任期〕 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

※二段書きは新任の委員、それ以外は再任の委員

〔理由〕 任期満了に伴い、新たに委嘱するもの

〔女性委員の割合〕 45.0%

(参 照)

1 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 鹿児島市社会教育委員条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

定第 27 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 5 年 7 月 11 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名
小・中・高等 学校代表	中村 宗義	坂元小学校長
	渡邊 美佳	西陵中学校長
	堀之内 尚郎	鹿児島商業高等学校長
教職員団体 代表	鈴木 涼子	県教職員組合鹿児島地区支部 副支部長
社会教育関係 団体代表	川添 啓子	市PTA連合会副会長
	井出 俊郎	市スポーツ少年団指導者協議会会長
	佐藤 秀子	ボーイスカウト鹿児島第2団委員長
	盛山 治美	ガールスカウト鹿児島県第7団スキップ
	南 静乃	市あいご会連合会監事
	東 靖子 (前：秋元涼子)	市保育園協会理事 (前：市保育園協会理事)
学識経験者	浜崎 眞美	鹿児島女子短期大学教授
	福満 博隆	鹿児島大学総合科学域総合教育学系准教授
教育委員会 事務局職員	鶴田 紋太郎	教育委員会事務局学務課長
	中村 武司	教育委員会事務局学校教育課長
	西國 原学	教育委員会事務局生涯学習課長
	吉元 利裕	教育委員会事務局青少年課長

〔任期〕 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで

※二段書きの委員の任期は、令和5年6月1日から令和6年4月30日まで(前任者の残任期間)

〔理由〕 人事異動に伴う解任及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立少年自然の家条例（抜粋）

（協議会）

第11条 少年自然の家の適正な運営を図るため、鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、少年自然の家の運営について協議する。

3 協議会は、20人以内の委員で組織し、その委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

5 協議会の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 略す

3 鹿児島市立少年自然の家条例施行規則（抜粋）

（協議会の委員）

第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 小・中学校及び高等学校を代表する者

(2) 教職員団体を代表する者

(3) 社会教育関係団体を代表する者

(4) 学識経験者

(5) 教育委員会事務局職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

## 報告事項

- (1) 令和5年度教育委員会活動の点検・評価の実施について  
別紙のとおり…報告事項関係資料(1)
  
- (2) 鹿児島市立高等学校のスクール・ミッションの策定について  
別紙のとおり…報告事項関係資料(2)
  
- (3) 市議会関係の審議結果等について  
○令和5年第2回市議会定例会  
会期 6月12日(月)～6月28日(水)  
・第18号議案令和5年度鹿児島市一般会計補正予算(第3号)〔教育委員会関係分〕
  
- (4) 教育委員会関係の主な行事について  
○市立美術館特別企画展  
「夏フェス タグチアートコレクション展」  
8月10日(木)～9月10日(日)

鹿児島市立高等学校のスクール・ミッションの策定について

《鹿児島玉龍》



県内初の公立中高一貫教育校として、6か年を見通した継続した取組や中高の交流を通して、心身を鍛錬し、真の学力の向上を図り、「文武両道」を合い言葉に、一人一人の個性を大切にしながら各人の可能性を最大限に伸ばし、豊かな人間性や国際性を培う学校を目指します。

玉龍高：スクール・ミッションのポイント

- 中高一貫教育6か年の取組と中高の交流
- 心身の鍛錬と真の学力
- 豊かな人間性と国際性



《鹿児島商業》



県内の商業科の中心的な役割として、商業教育の充実振興を担い、「誠実」、「勤労」の校訓の下、礼節と責任を重んじ、感謝と自他共に大切にする優しい心をもった生徒を育成するとともに、各種運動・文化系部活動において培った力を様々な分野で発揮し、地域社会等の発展に貢献する人材を育成する学校を目指します。

商業高：スクール・ミッションのポイント

- 商業教育の充実振興
- 礼節と責任、感謝と自他共に大切にする優しい心
- 部活動等で培う力、地域社会等の発展に貢献



《鹿児島女子》



県内女子高のトップリーダーとして、家庭科と商業科の資格取得や研究推進における中心的役割を担い、建学の精神「雪に耐へて梅花麗し」の下、高い専門性、美しい礼儀作法を実践する中で、個性や能力を豊かに伸ばすとともに、各種運動・文化系及び生産系部活動において、培った力を様々な分野で発揮し、地域社会等の発展に貢献する人材を育成する学校を目指します。

女子高：スクール・ミッションのポイント

- 家庭科と商業科の資格取得や研究推進
- 高い専門性、美しい礼儀作法、個性や能力の伸長
- 部活動等で培う力、地域社会等の発展に貢献

